

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国際の平和と安定に対する取組		評価方式	総合	番号	7
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
（ 当 初 ）	1,351,149	1,332,048	1,343,795		1,628,615	
	<1,104,643>	<1,205,993>	及び1,228,054の内数		及び1,124,641の内数	
（ 補 正 後 ）	1,351,149	1,329,780	1,343,795			
	<1,104,643>	<1,205,993>	及び1,228,054の内数			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）	0	50,939				
歳出予算現額（千円）	1,351,149	1,380,719				
	<1,104,643>	<1,205,993>				
支出済歳出額（千円）	1,308,037	1,354,469				
	<1,104,634>	<1,205,993>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	43,112	26,250				
	<9>	<0>				

達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	(達成すべき目標)： ○有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、中長期的な外交政策を企画立案する。 ○アジア太平洋地域の平和と安定の確保。 ○テロの撲滅・防止。 ○国際の平和と安定に一層貢献すべく、平和構築分野の人材育成を一層強化するとともに、国際平和協力法に基づく要員派遣及び物資協力を一層強化する。また、国際の平和と安定に係る国連PKO等への文民派遣を強化する。 ○海上の安全を確保すること。 ○国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上とともに、より多くの邦人職員の意思決定プロセスへの参画を促進する。これらを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益により資する望ましい機関の実現に貢献することを目標とする。 ○国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (目標達成度合いの測定方法)： ○時宜を得た課題に関する委託調査やシンポジウム・研究会の実施など、国内外の有識者との有機的かつ積極的な連携強化及び大臣の政策スピーチ、外交青書の作成などを通じた外交政策の積極的な対外発信の実施等の状況を基に、目標の達成度合いを測定する。 ○可能な限り多くのARF関連会合及び二国間の安全保障対話を実施する。 ○国連、G8、ASEM等、可能な限り多くの国際枠組み及び二国間のテロ協議を実施する。 ○国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進や平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職促進といった具体的な措置等を通じ目標の達成状況を評価する。 ○可能な限り多くの海上安全保障に係る国際会議及び他国との協議に参加する。 ○①安保理改革及びその他の国連改革の進展、②国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を通じた活動の進展、③「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供の推進及び国連等国際機関に勤務する邦人職員数をもとに達成度を測定する。 ○①多国間の枠組みにおける人権・民主主義分野の議論の促進、②二国間の人権対話を通じた各国の人権の保護・促進、③国内NGO等市民社会への広報・周知、④政府報告審査を含む主要人権条約の履行及び新しい人権条約の早期締結を目指した取組、⑤難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応するための各種支援・保護、第三国定住による難民の受入れ等。
政策評価結果を受けて 改善すべき点	○中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化のためには、有識者との継続的な連携強化や知見の活用が重要であり、また、対外発信事業についても引き続き積極的に実施していく必要がある。 ○アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF機能強化、予防外交への取組促進、及びARF機能改善のための貢献等を引き続き適切に実施する。また、各国との継続的な安全保障対話を通じ安全保障分野における協力関係を引き続き進展させる。 ○自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力して国際テロ対策に積極的に取り組む。 ○国際平和協力に関する活動の全般については、予算及び人的資源に限られる中、我が国の政策の分析やネットワーク構築など、主としてソフト面の取組を重視することで、低コストで成果を出してきており、引き続き、効率的な施策の実施を目指す。 ○安保理をはじめとする国連の組織改革や国連事務局の行財政改革はすべて実現したわけではなく、改革に向けた取組を引き続き進めていくことが必要であり、我が国は改革の実現に向け議論を継続して主導していく。さらに適切な研究・諮問・啓発・広報活動等により、我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。また、国連等国際機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す。 ○近年、国際社会における「人権の主流化」の動きが加速化している中で、我が国の国際社会での役割、信頼性を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現に資するためにも、引き続き、国連の各種人権フォーラム等の議論への積極的な参加や人権条約の履行等を行うほか、国際貢献及び人道支援の観点から条約難民等への支援や第三国定住の取組を推進する。

評価結果の予算要求等 への反映状況	○国問研、I I S S等との連携強化を含め、外部有識者との一層の連携強化を継続して実施。また、中長期的・戦略的外交政策の対外発信事業については引き続き積極的に実施。 ○地域安全保障の促進と協力関係を強化する必要があると考え、「アセアン地域フォーラム関係経費」等の予算要求を引き続き行うこととした。 ○国際社会の平和と安定に貢献するという見地から、各国と協力して国際テロ対策に積極的に取り組む必要があると考え、引き続き「国際テロ対策協力経費」の予算要求を行うこととした。 ○平和構築分野の人材育成については、2期にわたり大きな成果を上げてきたことを踏まえ、3期目となる平成21年度より事業を拡充した。また、国際の平和と安定に係る国連PKO等への文民派遣を強化するため、平成22年度定員要求を実施中。 ○引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続する。また、適切な研究・諮問・啓発・広報活動等により、我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。そのために、①安保理改革及びその他の国連改革の議論の推進、我が国の立場・考え方に対する理解の促進・支持の拡大を図ることを継続、②安保理改革を含む国連改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた国内的理解の促進、人材の育成を継続、③国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強を継続するための必要予算を計上した。 ○我が国の人権及び民主主義分野での外交政策に関する啓発・意見交換、国際人権・人道法の普及及び理解の増進等、ならびに政府報告の作成・提出を含む主要人権条約の履行を目的として必要予算を要求している。また、我が国における難民や難民認定申請者が我が国社会に適応して生きていくことは社会的安定のために重要であり、難民認定者の我が国定住のための各種支援事業等のため、難民認定申請者の生活保護等のため必要予算を要求している。さらに、22年度より開始される第三国定住にかかる国内における支援事業として必要予算を要求している。
----------------------	---

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	国際の平和と安定に対する取組					番号	7		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	外務本省	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必要な経費	1,299,476	1,565,430	▲ 3,593
	A	2	一般	在外公館	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必要な経費	29,791	49,208	1,902
	A	3	一般	外務本省	分野別外交費	国際機関における邦人職員増強に必要な経費（成果重視事業）	14,528	13,977	
	A	4							
	小計						1,343,795	1,628,615	▲ 1,691
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	国際機関における邦人職員増強に必要な経費（成果重視事業）	< 1,228,054 >	< 1,124,641 >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						<1,228,054> の内数	<1,124,641> の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
合計						1,343,795 <1,228,054> の内数	1,628,615 <1,124,641> の内数	▲ 1,691	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			国際の平和と安定に対する取組				番号		7	
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容	
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減					
【在外公館】 総合外交政策事務運営費	A	2		2,326	2,326	▲ 1,691		▲ 1,691	【中長期的な外交政策企画立案のための調査・研究】 執行状況を踏まえ、不用反映の観点から、調査研究委嘱件数を見直したことによる削減を行った（20年度不用額1,955千円）。 （22年度要求において、組織間の要求替えを行った。）	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省総合外交政策局

政策名	国際の平和と安定に対する取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 193 頁)	7
政策の概要	国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること。次の具体的施策より構成される。 II-1-1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 II-1-2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 II-1-3 国際平和協力の拡充、体制の整備 II-1-4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 II-1-5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現 II-1-6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 【総合的評価】 II-1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ II-1-1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ II-1-2 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ II-1-3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ II-1-4 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ II-1-5 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ II-1-6 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ 【必要性】 1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について 我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割への期待が高まる中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画力の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、及び国民の一層の理解と支持を得られるよう、対外発信にも努めていくことが必要となっている。 2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について 依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。 3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について (1) 世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。イラクやアフガニスタンの復興が失敗し、これらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各国が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、イラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等を生かした取組を行う必要がある。 (2) 冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和構築への取組の必要性は格段に増大している。国	

連 PKO ミッションの派遣数も急増するとともに、その任務も多様化していることを踏まえ、我が国としては、国連 PKO ミッションへの人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また、国連 PKO ミッション、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているところ、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。

4.「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

- (1) 情報通信の高度化、人の移動の拡大等に代表されるグローバル化の進展に伴い、国際テロ及び国際組織犯罪は複雑、多様化し、より一層国際的な脅威となっている。国際テロ対策協力に関しては一定の成果もみられるが、国際テロ組織及び関連団体の勢力は未だ軽視し得ない。また、国際テロ組織から独立しつつも、その思想・手法を真似る組織による過激主義運動が新たな脅威を形成している。さらに、テロ組織と、薬物、資金洗浄、人身取引等の国際組織犯罪とが相互に関連している場合もある。これらに効果的に対処するためには、一国にとどまることなく、国際的な連携や協力を強化することが不可欠である。
- (2) テロは、いかなる理由をもってしても正当化できず、断固として非難されるべきものである。テロを撲滅・防止するために、①国内のテロ対策の強化、②国際的な協力の推進、③途上国等に対するテロ対処能力向上支援、の3点を中心に、粘り強い努力が必要である。
- (3) 国際組織犯罪を防止するために、国連薬物犯罪事務所(UNODC)等の国際機関とも連携しつつ、貧困、政府やコミュニティの能力不足、法の支配と市場経済の崩壊等、犯罪を生み出す要因に注目し、社会経済的側面にも焦点を当てた支援策の実施(代替開発支援、刑事司法・法執行制度整備支援、被害者の社会への再統合等)が必要である。

5.「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連は、設立後 60 年以上を経ており、その組織には現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益も確保していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論を我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連関係機関及びこれら国連関係機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は著しく少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が、責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

6.「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

- (1) 人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成 17(2005)年9月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成 18(2006)年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速化している。
- (2) 国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。

また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、強制失踪条約、障害者権利条約(仮称)等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うことも、国民の人権の保護・促進のために必要である。

個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えている。

(3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けた国際社会の貢献であると共に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住に対する国際的動向をも踏まえ、我が国としても第三国定住による難民の受け入れに積極的に対応していく必要がある。

【効率性】

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

限られた予算と人的資源の下、委託調査の実施や有識者との意見交換のための会合の実施、また、政策スピーチの実施や外交青書の作成など、中長期的観点からの戦略的な外交政策の対外発信事業が着実に進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である。こうした場を活用し、また二国間の対話と重層的に用いたことは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する手段として、効率性の観点からも適当であった。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) イラクにおいては、民間人が活躍できる治安情勢になかったことなどから、我が国による人的貢献として、自衛隊による活動が必要であったが、その活動目的は達成されたと判断し、任務の終了に至った。また、アフガニスタン及びその周辺で国際社会がテロとの闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施することは、本施策の目標を達成するために最も効率的な手段であるのみならず、我が国にふさわしい貢献であり、自衛隊以外には行い得ない。

(2) 国際平和協力に関する活動の全般については、予算及び人的資源が限られる中、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGOなど政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面の取組を重視し、低コストで高い成果を目指しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に、G8の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合は、国内で連携する省庁も多く、出入国管理や交通保安、資金対策等の幅広い分野で、先進国の取組の足並みを一斉に揃えることができるとともに、国際テロ及び国際組織犯罪に関する最新の課題を把握できる貴重な機会となっている。また、「テロ防止関連条約・国際組織犯罪防止条約に関する法整備キャパシティ・ビルディングセミナー」等の各種セミナーは、対象国から高い評価を得ているほか、実施にあたって協力を得ている先進国、国際機関からも有意義な取組であるとの評価を得ている。これらの多国間協議とともに、個別の二国間協議と組み合わせることにより、国際テロ及び国際組織犯罪対策として高い効果を生んでいる。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

限られた資源の中、国連改革の一環として設立された平和構築委員会において我が国は議長を務めるなど主導的立場で行動した。また、安保理改革については、我が国は、引き続き各国と議論を続け、改革に向けた機運の維持に貢献した。右に挙げた諸点で施策が進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

邦人職員の増強に関しては、限られた資源の中、「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連関係機関に勤務する邦人職員数ともに増加していることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

平成 23(2011)年までに、人権理事会の活動と機能をレビューすることになっている。我が国は、従来から人権理事会の機能強化に向けて、既存の手續やメカニズムの見直し等を含む議論に積極的に参加し、人権の保護・促進を効果的・効率的に実施できるよう努めてきている。

【有効性】

1.「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

本施策が関わる、上位の基本目標(国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること)及び施策目標(国際の平和と安定に対する取組:国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること)を達成するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案するいわゆる政策構想力を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携の強化は、外務省の政策企画立案を強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、外交政策を強力に推進していく上において、国民に対する説明責任を果たし、国民からの一層の理解と支持を得るため、重要であり、かつ有効な手段である。

2.「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障条約機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

3.「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1)中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、イラク、アフガニスタン等において国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要があり、現下のイラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみれば、イラク人道復興支援特措法及び補給支援特措法に基づく自衛隊の活動を、政府開発援助等他の施策とともに実施することが適当である。なお、イラク人道復興支援特措法に基づく航空自衛隊の活動について、政府は、その活動目的を達成したと判断し、平成 20 年 12 月をもって任務を終了させることを決定した。

(2)国際平和協力法に基づく国連 PKO 等への要員派遣・物資協力の実施は、国際社会の平和構築への取組に資するとともに、我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上につながる。

平和構築人材育成事業の日本人修了生は、東ティモールやスーダン等の平和構築の現場で活躍しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成するという本件事業の目的は達成されている。

4.「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

(1)テロリストや犯罪者は、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えてネットワークを張り巡らせて資金や武器を調達し、移動を試みている。したがって国連、G8、ASEM、金融活動作業部会(FATF)等の国際枠組に積極的に参画し、出入国管理や交通保安、資金対策等の分野で隙のない国際体制作りに貢献することが極めて有効である。特に、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連 13 条約や国際組織犯罪防止条約の締結・履行、関連国連安保理決議の着実な履行を促進し、国際的な法的枠組を整備することは、各国の国内刑事・司法制度を強化し、テロリスト及び犯罪者に安住の地を与えない国際環境作りに資する。また、FATF 等による技術協力や相互審査等の取組は、国際組織犯罪の防止措置が不十分な国に対して積極的な対策を促し、世界的な体制の構築を促す効果を持つ。

(2)途上国の中には、国際テロ及び国際組織犯罪対策に向けた政治的意思はあるが、その対処能力が必ずしも十分でない国が存在する。特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域を対象として、我が国の安全に関連する分野で、設備・機材の整備等に関する資金面での援助や人材の育

成等を実施し、途上国の対処能力向上を支援することは、我が国自身の安全にも裨益する。

- (3) 麻薬や人身取引等の国際組織犯罪について、生産(送り出し)、中継、需要(受入)国とが政府間協議等の場を通じて密接に連携して対処することは、国境をまたいだ犯罪の防止と被害の減少・緩和に役立つ。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し、また、国連において我が国の地位を向上させるためには、我が国が主要国とも連携しつつ安保理改革その他の国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案の作成に努める。また、国連における公式、非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが最も有効である。そもそも、我が国は第2位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。

邦人職員の増強に関しては、国連関係機関への就職に向けての広報及び情報提供や、国連関係機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国連関係機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり(平成 14 年:521 人 → 平成 21 年:708 人)、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

- (1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。しかし、価値観の押しつけや体制変更を迫るのではなく、各国の文化・歴史・発展段階の違いに配慮することが必要である。
- (2) そのためには、我が国としては、国連の各種人権フォーラム(国連総会第三委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが重要である。
- (3) 国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者(児童、女性及び障害者等)の権利の保護・促進を目的とした各種基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、強制失踪条約、障害者権利条約(仮称)等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うこと、個人通報制度の受入れの是非について検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために重要である。

さらに、各国における民主主義基盤の強化のためには、今後平成 21(2009)年度に予定されている第5回民主主義共同体閣僚級会合(於:リスボン)等、民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金(UNDEF)をはじめとする国際機関や国内外の NGO と連携することが有効である。

- (4) 条約難民等に対して、各種支援事業(日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋)を行うことは、我が国における定住支援のために有効であり、またこれまでも既に我が国に定住している1万1千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族等に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

また、国際貢献等の観点から、まずパイロットケースとして第三国定住による難民の受入れを決定したことは、我が国としても第三国定住による難民の受入れに積極的に対応していく上で有効である。

【反映の方向性】

1.「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も引き続き継続し、強化に努めていく。

2.「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF 機能強化、予防外交への取組促進、及び ARF 機能改善のための貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話を通じ安全保障分野における協力関係を進展させる。

3.「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 中東地域について、国際的な安全保障環境を改善するための国際社会の取組の状況や現地の情勢に関する情報収集を適切に実施し、適時適切に判断を行う。

特に、アフガニスタンにおいては、現在、各国が人的にも資金的にも支援活動を強化しており、我が国としても、責任ある国際社会の一員として、相応の役割を果たしていくことが重要である。そこで、平成 21 年5月から、開発援助調整のための文民支援チーム4名をチャグチャラン PRT(地方復興支援チーム)に派遣した。今後、他の PRT でも同様のニーズがあれば、文民派遣した場合の効果や治安状況等を慎重かつ総合的に見極めた上で、追加的な文民派遣の可能性について検討を行っていく。

(2) その他「平和協力国家」として必要な取組を行っていくこと

世界の平和と発展に貢献する「平和協力国家」として、我が国が国際社会において一層責任ある役割を果たしていくために、我が国がこれまで行ってきた上記の取組に加え、中東地域以外の地域についても国際社会全体が平和維持・回復のために行っている活動に我が国として必要と考えられる貢献を強化していく。

(3) 我が国の平和構築への取組を一層強化するため、予算面等で平和構築人材育成事業を拡充していく。

4.「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力して国際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組む。我が国が未締結となっている条約の締結のために引き続き努力する。

5.「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続する。また、適切な研究・諮問・啓発・広報活動等により、我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。

6.「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 平成 23(2011)年までに、人権理事会の活動と機能をレビューする予定となっており、人権理事会理事国として、米や EU とともに右レビューに加わり、実効性のある人権理事会の形成に向けて緊密に連携していく。

さらに、我が国は人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

民主主義についても、今後平成 21(2009)年度に予定されている第5回民主主義共同体閣僚級会合(於:リスボン)等、民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金(UNDEF)をはじめとする国際機関や国内外の NGO と連携しつつ、各国における民主主義基盤の強化に努めていく。

(2) 国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を引き続き支援していく。平成 20(2008)年6月の「ハン

セン病差別撤廃決議」に基づくハンセン病差別撤廃を目的とする原則ガイドライン作成作業に協力するとともに、原則ガイドライン作成後のフォローアップ作業に尽力する。

- (3) 政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、強制失踪条約、障害者権利条約(仮称)等の新しい人権条約の早期締結に向けた取組を行うほか、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣かつ慎重に検討を行う。
- (4) アジア地域で初となる、平成 22(2010)年度からの難民の第三国定住の受入れのパイロットケースの成功に向けて、準備を進める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

〔目標〕 国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

平成 20 年度においては、外部有識者との連携において、従来から実施してきた会合のみならず、時宜を得た委託調査やシンポジウム・研究会の実施などの施策を通じて、外部有識者との積極的な連携強化と、その知見の活用が図られた。また、対外発信の面でも、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成のほか、大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を、質、量ともに充実させながら実施することができた。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

我が国は、第 15 回 ARF 閣僚会合を始めほぼすべての ARF 関連会合等に参加し、また各国との間で二国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的な行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標の達成に向けて進展があったと言える。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 自衛隊によるインド洋における給油支援活動等について、具体的な実績が出ており、また各国要人からの高い評価も得られている。また、イラクにおける人道復興支援活動等については、イラク自身の手による自立的な復興が進められており、イラク自身も平成 21 年以降の多国籍軍の活動を見直したい意向であることを踏まえ、その活動目的を達成したと判断し、平成 20 年 12 月をもって任務を終了した。こうしたことから、中東地域の平和と安定、繁栄の実現という目標の達成に向けて進展があったと言える。

(2) 我が国は、国際平和協力法に基づき、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)(ゴラン高原)への司令部要員及び輸送部隊の派遣並びに国連ネパール政治ミッション(UNMIN)への軍事監視要員の派遣に加え、新たに国連スーダン・ミッション(UNMIS)に司令部要員を派遣した。また、ネパール制憲議会選挙に選挙監視要員を派遣した。さらに、物資協力として、スーダンの被災民に浄水器を無償譲渡したほか、ガザの被災民に対し、ビニールシートやスリーピングマット等は無償譲渡した。このように我が国は、平成 19 年度に引き続き平成 20 年度において、国際平和協力法に基づく積極的な貢献を果たすことができた。

(3) 外務省は、国立大学法人広島大学を委託先として、平成 19 年 9 月に立ち上げた「平和構築人材育成事業」を引き続き実施し(予算:約 1 億 8 千万円)、日本及びアジアの文民約 30 名を育成した。本事業は、国内研修、海外実務研修及び就職支援を柱としており、日本人研修員の多くは、平和構築に関わる国際機関等への就職が決まるなど平成 20 年度事業も成功裡に終了した。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

以下に示すとおり、平成 20 年度、本件施策ではいくつかの具体的な成果があり、目標の達成に向

けて進展があった。

- (1) 北海道洞爺湖サミットでは、G8議長国として「テロ対策に関するG8首脳宣言」を取りまとめたほか、平成 13 年のジェノバ・サミット以来、初めて首脳宣言の中で国際組織犯罪の項を設け、G8の間でその対策の重要性を確認した。
- (2) 国連、G8、アジア欧州会合(ASEM)、経済協力開発機構(OECD)等の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合等への積極的な参画、多国間・二国間協議の実施や人身取引対策政府協議調査団の派遣等により、法執行の強化、テロ資金、麻薬、人身取引対策、国境保安等の分野で各国と情報交換や政策協調を行い、国際社会における実効的で隙のない協力体制の構築へ一層貢献した。
- (3) 国際テロ対策の分野では、途上国へ機材供与を行ったほか、国内法整備及び法執行等の分野で、ODA を活用しつつ、資金面での援助(テロ対策等治安無償等)を行うとともに、各種テロ対策関連セミナーへの研修員の受入、専門家の派遣等によって知見・経験を共有する等のテロ対処能力向上支援を実施した。また、途上国のテロ防止関連条約及び国際組織犯罪対策関連条約の締結・実施を促進するためのセミナーを開催し、各国における法整備のためのキャパシティ・ビルディング強化を図った。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

我が国は、戦後設立された国際連合を 21 世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした取組は、平成 20 年9月に政府間交渉開始が国連総会において決定されるという成果に結びついた。また、我が国は安保理改革の進捗状況を踏まえつつ出来る限り頻繁に安保理理事国として国連での活動に取り組むため、平成 20 年 10 月に実施された安保理非常任理事国選挙に立候補し、加盟国最多となる 10 回目の当選を果たした。

平和構築委員会では、平成 19(2007)年6月より平成 20(2008)年末まで2代目の議長国として主導的な役割を担う等、国連において、現在の国際情勢の要請に応じた様々な活動に積極的に協力・貢献した。

邦人職員の増強に関し、成果重視事業としての目標(平成 21 年1月までの5年間で 10%増(→671 名))は、平成 17 年度中に達成しているが、施策の目標は中長期的なものであり、今後も継続する。今後は、平成 21 年1月から平成 26 年1月までの5年間で、国連関係機関における邦人職員数を 15%増加し 814 名とすることを新たな事業目標として設定する。なお、平成 20 年度の具体的な成果は以下のとおり。

- (1) 「国際社会協力人材バンクシステム」(外務省国際機関人事センターHP を中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム)における各種サービス利用者が増加傾向にある。
- (2) 国連関係機関における邦人職員数(各年1月1日現在)が増加傾向にあり、平成 21 年には、708 人に達している。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 我が国は、国際社会の人権・民主主義の保護・促進のため、以下のとおり取り組んだ。

- (イ) 人権理事会の理事国(注1)として、人権理事会や国連総会第三委員会等の国連の各種人権フォーラムの議論に積極的に参加し、また、平成 20(2008)年5月には、普遍的・定期的レビュー(UPR)(注2)の対日審査を受けた。さらに、我が国と EU が共同提案した、拉致問題への言及を含む北朝鮮人権状況決議(平成 20(2008)年 12 月の国連総会、平成 21(2009)年3月の人権理事会)が採択(国連総会では4年連続、人権理事会では2年連続)される等、多国間の枠組みにおける人権分野の議論を促進し、国際社会における人権の保護・促進に寄与した。

(注1)我が国は平成 18(2006)年の人権理事会の創設当初から理事国。任期満了に伴い、平成 20(2008)年5月の第3回人権理事会選挙で再選。

(注2)人権理事会の下で新たに設置された、国連加盟国すべての人権状況を平等に審査する枠組み。

(ロ)平成 20(2008)年7月に8年ぶりに再開した日中人権対話や同年8月の日・カンボジア人権対話、同年 10 月の日・イラン人権対話といった二国間の人権対話のほか、ハイレベルの二国間会談を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

(ハ)民主主義分野については、国連民主主義基金(UNDEF)の主要拠出国として、同基金の運営について積極的に関与するとともに、同基金の拠出の公募の際には、外務省ホームページ等を通じて、主として国内の NGO 等市民社会への広報・周知に努めた。

(2)国連事務局の人権担当部門や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を支援し、人権の保護・促進に貢献した。また、ハンセン病の差別解消に向けて、平成 20(2008)年6月の第8回人権理事会において、ハンセン病差別撤廃決議を主提案国として提出し、本決議案は全会一致で採択された。平成 21(2009)年1月には、国連主催「ハンセン病差別撤廃に関する国際会議」(於:ジュネーブ)において、我が国からは、笹川陽平ハンセン病人権啓発大使が出席し、我が国の施策について積極的に発言を行った。さらに、平成 20(2008)年 11 月には、「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」(於:リオデジャネイロ)に、第2回横浜会議(2001 年)の主催国である日本政府を代表して、西村外務大臣政務官が出席し、今後も日本が児童の性的搾取の問題に国際社会と共に積極的に取り組む方針を表明した。

(3)主要人権条約の履行については、平成 20(2008)年 10 月に、自由権規約第5回政府報告審査を受けた。また、自由権規約以外の条約の政府報告については、平成 20(2008)年4月に、女子差別撤廃条約第6回政府報告、児童の権利条約の第3回政府報告及び同条約の二つの選択議定書(武力紛争における児童の関与に関する選択議定書、児童の売買・児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書)それぞれについて第1回政府報告を、同年8月には人種差別撤廃条約に関する第3回～第6回政府報告を作成、提出した。新しい人権条約については、障害者権利条約(仮称)の早期締結に向けた検討を行ったほか、強制失踪条約の締結の承認を求めて国会に提出した。さらに、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣かつ慎重に検討を行っている。

(4)難民に関しては、条約難民等に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業施設である RHQ 支援センターにおいて実施した。また、国際貢献等の観点から、平成 19(2007)年9月、関係省庁で第三国定住による難民の受入れに関する勉強会を立ち上げ、検討を重ねた。その結果、平成 20(2008)年 12 月には、閣議了解及び難民対策連絡調整会議での決定により、平成 22(2010)年度から、パイロットケースとして、タイの難民キャンプから約 30 人(家族単位)のミャンマー難民を受け入れ、日本語教育及び職業紹介等の定住支援を行うこととなった。本件決定に関連し、平成 21(2009)年2月には、第三国定住に関するシンポジウム(於:東京)を主催した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 169 回国会総理施政方針演説	平成 20 年1月 18 日	「平和協力国家」としての役割を果たしていくためには、我が国外交の活動の場を広げることで。そのため、安保理常任理事国入りを目指し、国連の改革に取り組みます。
	第 169 回国会外務大臣外交演説	平成 20 年1月 18 日	国際の平和と安全の維持につき重要な役割を担う国連安全保障理事会の改革の早期実現は、喫緊の課題です。我が国が国際社会にお

		いて一層の貢献を行えるよう、早期の安保理改革の実現と我が国の常任理事国入りを目指してまいります。
第 63 回国連総会一般討論演説	平成 20 年9月 25 日	常任・非常任双方の議席拡大を通じた改革を、早期に実現せねばなりません。
第 170 回国会総理所信表明演説	平成 20 年9月 29 日	・海上自衛隊によるインド洋での補給支援活動を、わたしは、我が国が、我が国の国益をかけ、我が国自身のためにしてきたものと考えてきました。 ・我が国が信奉するかけがえのない価値が、若い民主主義諸国に根づいていくよう助力を惜しまない。
第 171 回国会総理施政方針演説	平成 21 年1月 28 日	・インド洋における補給支援活動を継続し、国際的な平和協力活動などに積極的に取り組んでまいります。 ・日本は、国際社会の責任ある一員として、また、この1月からは国連安保理非常任理事国として、積極的な役割を果たして参ります。
第 171 回国会外務大臣外交演説	平成 21 年1月 28 日	・日本外交の基本方針について諸外国の理解と信頼を増進させることは、外交政策の円滑な推進にも資するものです。このため、我が国の外交方針を力強く対外発信します。 ・我が国は、テロ対策としてインド洋における補給支援活動を行っているほか、アフガニスタンが再びテロの温床にならないよう、同国において、治安面や経済復興において、医療や教育をはじめ幅広い支援を実施してきています。アフガニスタンの地方復興チームへの文民派遣などを含め、支援の取組を一層強化していきます。 ・国際社会の平和と安定があつてこそ我が国の国益も実現されるとの思いから、国連平和維持活動(PKO)をはじめとする国際的な平和活動を一層拡充する考えです。 ・今後2年間、国連安全保障理事会の一員として、積極的かつ建設的な役割を果たしてまいります。同時に、国連がより効果的にその任務を果たすためにも、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の早期実現を目指し、本年2月に開始される政府間交渉に臨む決意です。 ・私には、一つの信念があります。それは、経済的繁栄と民主主義を希求する先に、平和と幸福が必ずや勝ち取れるというものです。これは、戦

		後日本の歩みでもあります。私が「自由と繁栄の弧」という言葉で表現したように、自由、市場経済、人種の尊重などを基本的な価値とする若い民主主義諸国の努力を、積極的に支援します。
平成 20 年度重点外交政策	平成 19 年8月	3. (1) 日本の国際貢献に係る人材育成(平和構築分野の人材育成事業(いわゆる「寺子屋」を含む。))
平成 21 年度重点外交政策	平成 20 年8月	2. (1) 我が国の安全及び国際社会の平和と発展に向けた取組(PKOやテロとの闘い等国際平和協力活動への協力、平和構築分野の人材育成、人間の安全保障の推進、大規模災害への対応など) 2. (3) 国連等における積極的貢献、我が国国益実現に向けての国際的合意形成と国際社会での責任を共有する関係国との連携強化(「法の支配」の推進など)。 3. (2) 戦略的情報発信の強化